

# 回覧

## 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度についてのお知らせ

被保険者証（保険証）の更新について

＝8月から被保険者証（保険証）が新しくなります＝

現在ご使用いただいている保険証の有効期限は、令和3年7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中に交付（郵送等）しますので、記載内容をご確認いただき大切にお使いください。なお、更新のための手続きは必要ありません。

■ 有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、小値賀町役場住民課までお返しく下さい。

※保険料を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限の短い保険証が交付される場合があります。

また、特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合があります。

保険料の納付が困難なときはお早めに、住民課の窓口にご相談ください。

※「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口に提示していただくことで、受診時の窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までになります。

認定の対象や申請等、詳細については、住民課保健係までお問合せ下さい。

住民課：保健係  
電話：56-3111